

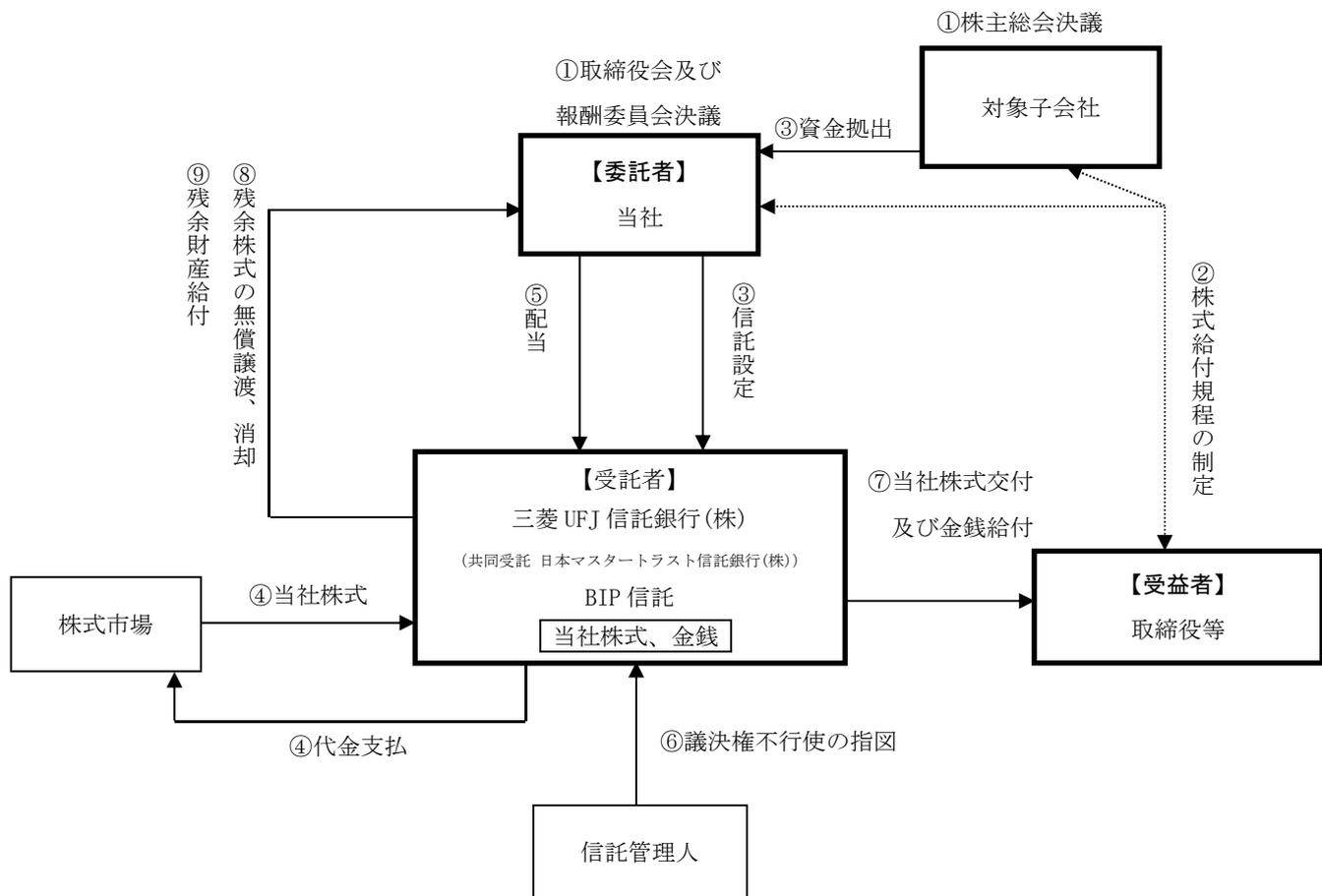
を決定いたしました（※1）。また、対象子会社は、監査役設置会社であり、本制度の導入については、本日開催の各対象子会社の株主総会において役員報酬決議に係る承認を得ております。

（※1）当社は、社外取締役を過半数とし、委員長を社外取締役とする報酬委員会を設置しており、同委員会において本制度の導入を決議しています。また、同委員会では、業績目標の妥当性や達成度等につき公正に評価しており、報酬制度に係る決定プロセスと結果の透明性及び客観性を確保しています。

(3) 本制度のうち、制度Ⅰとする信託型株式報酬制度とは、欧米の業績連動型株式報酬（Performance Share）と同様に、役位や業績目標値に対する達成度等に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を取締役等に交付又は給付する制度です。

また、制度Ⅱとする譲渡制限付株式報酬制度とは、譲渡制限期間を設けた上で当社株式を取締役等に交付する制度です。

2. 制度 I（信託型株式報酬制度）の仕組み



- ① 当社は、取締役会及び報酬委員会において制度 I の導入及び役員報酬に関する承認決議を得ました。各対象子会社は、株主総会において、制度 I の導入及び役員報酬に関する承認決議を得ました。
- ② 各対象会社は、制度 I の導入に関して、対象会社ごとに報酬委員会又は取締役会において役員報酬に係る「株式給付規程」を制定します。
- ③ 各対象子会社は、それぞれ①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で当社（委託者）に金銭を拠出します。当社は、①の取締役会及び報酬委員会決議で承認を受けた範囲内の金銭に、各対象子会社から拠出を受けた金銭を合わせて信託銀行（受託者）に信託し、受益者要件を充足する各対象会社の取締役等を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ④ 本信託の受託者は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、役位や業績目標値に対する達成度等に応じて、取締役等に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、付与されたポイントに応じて当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭が交付及び給付されます。
- ⑧ 業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得した上で、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で帰属権利者たる当社に帰属する予定です。

(1) 制度 I の概要

本制度は、本中期計画の期間に対応した 3 事業年度（2018 年 3 月 31 日で終了する事業年度から 2020 年 3 月 31 日で終了する事業年度までの 3 事業年度）の期間（以下「対象期間」）を対象として、各事業年度の中期計画における目標値に対する達成度及び役位に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金額相当額の金銭（以下「当社株式等」）を役員報酬として交付又は給付（以下「交付等」）するインセンティブプランです。具体的には、三菱 UFJ 信託銀行株式会社（以下「三菱 UFJ 信託銀行」）との間で、同社を受託者とする信託契約を別途締結し、信託を設定いたします。なお、信託期間の満了時において信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、信託期間の延長が行われた場合（下記(3)イ）には、以降の各 3 事業年度をそれぞれ対象期間とします。

(2) 制度 I の対象者（受益者要件）

各対象会社の取締役等（以下「制度対象者」）は、以下の受益者要件を充足していることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、本信託から株式交付ポイント数（下記(4)において定める）に応じた当社株式等の交付等を受けるものとします。

①制度開始日以降の対象期間中に対象役員（当社の取締役及び執行役、並びに、当社の国内子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される子会社であって、日本法に基づき設立されたものをいう。）の業務執行取締役をいう。以下同じ。）のいずれかかの地位に在任していること（対象期間中に新たに取締役等になった者を含む）

(※1)(※2)(※3)

- ②国内居住者であること
- ③在任中に一定の非違行為があったものでないこと
- ④下記(4)に定める算定基礎株式数が決定されていること
- ⑤その他本制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

(※1)制度対象者である取締役等が対象役員のいずれの地位をも退任した場合（自己都合その他正当な理由によらずに退任した場合を除く。）においても、当該取締役等は、本信託から、当該時点までの株式交付ポイント数に応じた数の50%相当数の当社株式の交付を受け、残りの50%相当数の株式については換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(※2)制度対象者である取締役等が在任中に死亡した場合においても、速やかに死亡時までの株式交付ポイント数に応じた数の当社株式を換価して得られる金銭について、当該取締役等の相続人が本信託から給付を受けるものとします。

(※3)対象期間中に制度対象者である取締役等が国内非居住者となった場合は、当該取締役等は制度対象者ではなくなり、本信託は、速やかに当該時点までの株式交付ポイント数に応じた数の当社株式を換価し、これにより得られる金銭を当該取締役等に対して給付するものとします。

(3) 信託期間

ア 信託期間

本制度の対象となる信託期間は、2017 年 11 月 6 日（予定）から 2020 年 8 月末日（予定）までの約 3 年間とします。

イ 本信託の継続

信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、本信託の信託期間をさらに3年間延長し、対象子会社は、延長された信託期間ごとに、対象子会社の株主総会の承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で、対象子会社の取締役に対する信託型株式報酬制度に関する報酬の原資となる金銭の追加拠出を行い、当社は、対象子会社から拠出を受けた金銭に、当社の報酬委員会で承認決議を受けた範囲内で、当社の執行役に対する信託型株式報酬制度に関する報酬の原資となる金銭を併せて信託し、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、当社の報酬委員会及び各対象子会社の株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に本信託を再継続することがあります。

(4) 制度対象者に交付等が行われる株式の数（換価処分の対象となる株式数を含む）

信託期間中の毎年6月1日に、取締役等（対象期間中新たに取締役等となったものを含む。）に対して、同年3月末で終了する事業年度（初回は2018年3月末で終了する事業年度）に係る一定のポイント（※4）が付与されます。ポイントは、各事業年度の中長期計画における連結売上高及び連結営業利益の目標値に対する達成度及び役位に基づき決定され、対象期間終了後の7月頃（初回は2020年7月頃）に、3年間の累計ポイント数（以下「株式交付ポイント」）に基づき当社株式等の交付等の基礎となる株式数（算定基礎株式数）が決定されます。1ポイント当たりの当社株式は1株とします（※5）。

（※4）毎年、付与するポイントは、「役位毎に定める基準ポイント×業績連動係数」とします。

業績連動係数は、連結売上高付与割合×0.7+連結営業利益付与割合×0.3とします。

連結売上高付与割合及び連結営業利益付与割合は、各目標値に対する達成度に応じて0~250%の範囲で変動します。

（※5）信託期間中にポイント数の調整を行うことが公正であると認められる株式分割・株式併合等の事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整が行われます。

(5) 本信託に拠出される信託金の上限及び取締役等に付与されるポイントの上限

信託期間（約3年）中に当社が本信託に拠出する信託金の上限金額は、550百万円とします。また、信託期間中に対象子会社が本信託に拠出する信託金の上限金額の合計は、450百万円とします。（当社分と合わせて、合計1,000百万円）（※6）となります。）

（※6）信託金の上限金額は、現在の取締役等の報酬水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬及び信託費用を加算して算出しています。

取締役等に付与される1年当たりのポイントの総数は74,800ポイントを上限とし、また、1年当たりの当社の執行役に付与されるポイントの総数の上限を41,100ポイント、対象子会社(2社)の取締役に付与されるポイントの総数の上限を33,700ポイントとします。そのため、対象期間において、本信託が取得する株式数の上限は、かかる1年当たりに付与されるポイント数の上限の合計に信託期間の年数3を乗じた数に相当する株式数(224,400株)となります。

(6) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記(5)の各対象会社のそれぞれの株式取得資金の上限の範囲内で、株式市場からの取得を予定しています。

(7) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

上記(2)の受益者要件を充足した取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、制度Iの対象期間終了直後の7月頃(2020年7月頃)に、株式交付ポイントに対応する算定基礎株式数の50%相当数の当社株式の交付を受け、残りの50%相当数の株式については換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(8) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式(上記(7)により取締役等に交付される前の当社株式)については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(9) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る剰余金配当は本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、信託終了時に残余が生じた場合には、本信託から信託期間中に付与された累計ポイントの値に応じて按分した金額が取締役等に対して給付されることとなります。

(10) 信託期間終了時の取扱い

対象期間における業績目標の未達成等により、信託期間満了時に残余株式が生じた場合、新たな本信託を設定する代わりに、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本信託を継続することがあります。信託期間満了により本信託を終了させる場合には、株主還元策として、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しています。

(ご参考)

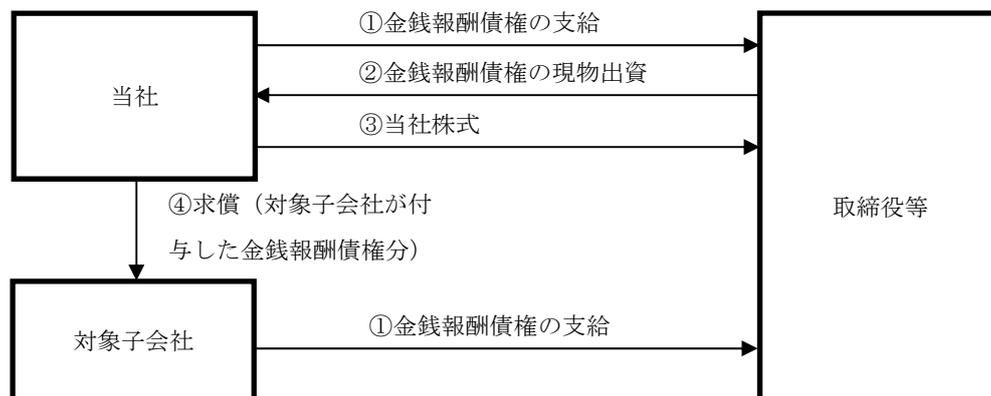
【信託契約の内容】

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	対象会社の取締役等に対するインセンティブの付与
③委託者	当社
④受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑤受益者	対象会社の取締役等のうち受益者要件を充足する者
⑥信託管理人	各対象会社と利害関係のない第三者（公認会計士）
⑦信託契約日	2017年11月6日（予定）
⑧信託の期間	2017年11月6日（予定）～2020年8月末日（予定）
⑨制度開始日	2017年11月6日（予定）
⑩議決権行使	行使しないものとします。
⑪取得株式の種類	当社普通株式
⑫信託金の上限	約10億円（予定） （信託報酬及び信託費用を含む。）
⑬株式の取得時期	2017年11月7日（予定）～2017年11月24日（予定）
⑭株式の取得方法	株式市場から取得
⑮帰属権利者	当社
⑯残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

【信託・株式関連事務の内容】

①信託関連事務	三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり、信託関連事務を行います。
②株式関連事務	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行います。

3. 制度Ⅱ（譲渡制限付株式報酬制度）の仕組み



(1) 制度Ⅱの概要

制度Ⅱは、本制度に基づき取締役等に対し金銭報酬債権を付与し、取締役等は当該金銭報酬債権の全部を当社に現物出資することで、当社の普通株式（以下「本譲渡制限付株式」）の発行を受けることとなる株式報酬制度です。

(2) 発行の概要

(1) 給付期日	2017年8月18日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 10,573株
(3) 発行価額	募集株式1株につき5,010円
(4) 発行価額の総額	52,970,730円
(5) 割当予定先	当社の執行役 6名 5,984株 子会社取締役 7名 4,589株
(6) その他	本新株発行については、有価証券通知書を提出しております。

当社の執行役6名及び対象子会社の取締役7名（以下、「割当対象者」）に対し、金銭報酬債権合計52,970,730円を付与し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法により給付することにより、当社普通株式10,573株を割り当てることといたしました。

なお、割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社及び対象子会社における割当対象者の貢献度及び今回の譲渡制限期間における職責による無償取得事由が設定されていること等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。

また、当該金銭報酬債権は、割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」）を締結すること等を条件として付与いたします。

(3) 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

2017年8月18日～2020年8月17日

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」）において、割当対象者は、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません。

なお、譲渡制限期間を3年とすることについては、制度Ⅱが株主様との中長期的な価値共有を進めることを目的としていること等を勘案の上、決定しております。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間が満了する前に対象役員（当社の取締役及び執行役、並びに、当社の国内子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される子会社であって、日本法に基づき設立されたものをいう。）の業務執行取締役をいう。以下同じ。）のいずれの地位をも喪失した場合であって、当該地位喪失に正当な理由がない場合には、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」）の全てを、当該地位喪失の時点をもって、当然に無償で取得するものいたします。

また、当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間が満了する前に当社が正当と認める理由により対象役員のいずれの地位をも喪失した場合、死亡により対象役員のいずれの地位をも喪失した場合（配偶者、子、父母及び兄弟姉妹がいない場合は除く。）、又は日本国の居住者ではなくなった場合には、当該事象の発生した時点をもって、(i)本割当株式の数から、(ii)2017年7月から当該時点を含む月までの月数を12で除した数（計算の結果1を超える場合には1とする。以下同じ。）に本割当株式の数を乗じた数（計算の結果端数が生じる場合には、当該端数を切り捨てる。以下同じ。）を引いた数の本割当株式を無償取得するものいたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものいたします。

③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間中継続して対象役員の地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において当該割当対象者が保有する本割当株式の全部についての譲渡制限を解除いたします。また、当社が正当と認める理由により本譲渡制限期間が満了する前に対象役員のいずれの地位をも喪失した場合にも、本譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において当該割当対象者が保有する本割当株式の全部についての譲渡制限を解除いたします。

ただし、割当対象者が、死亡した場合（配偶者、子、父母及び兄弟姉妹がいない場合は除く。）、又は日本国の居住者ではなくなった場合には、当該時点において当該割当対象者が保有する本割当株式(上記②に記載の算式に基づき一部無償取得された場合には、当該無償取得の後に保有する本割当株式をいう。)の全部についての譲渡制限を、当該時点において解除いたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMB C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものいたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画（当社が、会社分割の効力発生日において、当該会社分割により交付を受ける分割対価の全部又は一部を当社の株主に交付し、かつ、割当対象者が、当該会社分割に伴い対象役員のいずれの地位をも喪失することが見込まれる場合に限り）、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本譲渡制限期間の満了時点より前に到来するときに限り）には、当社報酬委員会の決議により、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式のうち、2017年7月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって譲渡制限を解除するものいたします。

この場合には、当社は上記の定めに基づき当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得するものいたします。

(4) 給付金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2017年7月20日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である5,010円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的と考えております。

なお、この価額は、当社普通株式の東京証券取引所における当社取締役会決議日の直前営業日までの1か月間（2017年6月21日から2017年7月20日まで）の終値単純平均値である4,991円（円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じ。）からの乖離率は0.38%（小数点以下第3位を四捨五入。乖離率の計算において、以下同じ。）、同直前営業日までの3か月間（2017年4月21日から2017年7月20日まで）の終値単純平均値である4,938円からの乖離率は1.46%、及び同直前営業日までの6か月間（2017年1月23日から2017年7月20日まで）の終値単純平均値である5,088円からの乖離率は▲1.53%となっており、特に有利な価額には該当しないものと判断いたしました。

以 上